

第8回硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議要旨

日 時：平成28年3月28日（月） 16：32～16：53

場 所：首相官邸2階小ホール

出席者：衛藤晟一内閣総理大臣補佐官（議長）、林崎理内閣官房副長官補付内閣審議官（副議長）、角田隆内閣官房副長官補付内閣参事官（財務担当）、鳥井陽一内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）、小野功雄内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）、和田幸浩外務省北米局北米第一課長、堀江裕厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）、望月文明厚生労働省社会・援護局事業課長、吉田和郎厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長、渡邊一浩防衛省大臣官房施設監、中嶋浩一郎防衛省大臣官房文書課長、久澤洋防衛省整備計画局施設計画課長

概 要：

【衛藤内閣総理大臣補佐官挨拶】

- 硫黄島の遺骨収集帰還については、一柱でも多くの御遺骨の早期収容のために、関係省庁の一層の連携をお願いしているところ。
- 本日は、平成27年度の取組状況を報告してもらい、平成28年度の実施計画案について議論し、決定することとする。
- なお、遺骨収集推進法が3月24日に可決・成立し、法の趣旨を踏まえ、遺骨収集を国の責務として関係省庁が連携し、その取組を一層強化していきたい。
- 議事に先だって防衛省より、資料1（『硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議の設置について』の一部改正について）に基づき、組織再編に伴う設置要綱の改正について説明。

【（1）平成27年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況の報告】

- 厚生労働省より、主に資料4（平成27年度硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組状況）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区については、平成27年度は、滑走路下101箇所中、平成26年度に実施していない71箇所全ての掘削を行ったが、いずれの場所からも御遺骨は確認されなかった。
 - ・ 未探索の壕1箇所の掘削については、平成27年度は、壕内温度調整及び照明器具設置のための配管工事を行った。また、探索済みの壕1箇所の再確認については、掘削部の位置出し及び金属探知機による基地埋設物の調査を行った。両箇所とも掘削・遺骨収容は来年度に実施する。
 - ・ 外周道路の外側については、平成27年度は、平成26年度調査区域の面的

調査により確認され、遺骨収容が未了であった地下壕 6 箇所について掘削した。しかし、残念ながら御遺骨は確認されなかった。また、平成 27 年度調査予定区域の面的調査を実施し、50 箇所の地下壕等を確認。そのうち 24 箇所について掘削を行い、8 箇所から 18 柱の御遺骨を収容した。残る 26 箇所については、その多くが環境保全区域内であり、内部が土砂等で埋まっている等、更に作業を要するため、平成 28 年度以降に順次、収容作業をする予定。また平成 27 年度の調査予定区域外ではあるが御遺族の強い要望に基づき、南海岸砂地の掘削調査を行ったところ、5 柱の御遺骨を発見・収容した。なお、これも調査予定区域外ではあるが、本年 3 月に庁舎地区の掘削調査を一部前倒しして実施した。いずれの場所からも御遺骨は確認されなかった。

【(2) 平成 28 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算の報告】

- 厚生労働省より、資料 5（平成 28 年度硫黄島関係厚生労働省関連予算）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 平成 28 年度の遺骨収集帰還経費については、平成 27 年度と比較して約 3 億円の増額の 13 億 6043 万 5 千円を計上した。平成 28 年度中に計画している滑走路地区の誘導路の掘削調査に特殊な工法を用いることに加え、滑走路下の未探索の壕 1 箇所の調査等に対応するための所要経費を増額した。

【(3) 平成 28 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）について】

- 厚生労働省より、主に資料 6-1（「平成 28 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画（案）の概要」）に基づき、以下の通り説明。
 - ・ 滑走路地区においては、平成 28 年度は、未探索の壕 1 箇所の掘削について、滑走路脇に金属プレートで造成した坑道を設ける方法により掘削調査を実施する。また、探索済みの壕 1 箇所の再確認については、現地では昭和 53 年度と 57 年度に掘削調査を行っており、いずれも御遺骨の確認は無かったが、滑走路下に存在することから、御遺族等の立会のもと、改めて掘削調査を実施する。
 - ・ 集水区域については、レーダ反応点 523 箇所中、28 年度に実施可能な箇所の掘削を実施する。
 - ・ 誘導路・給油施設等については、60 箇所中、28 年度に実施可能な箇所の掘削を実施する。
 - ・ 外周道路の外側については、平成 28 年度は、調査予定区域の面的調査を実施する。なお、今年度の面的調査によって新たに発見された 50 箇所の壕等のうち、掘削調査が未了の 26 箇所について、順次掘削・遺骨収容を実施する。また、平成 23 年度から 25 年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等 90 箇所のうち、作業を行うに当たり周囲の土砂崩落の危険性が高いために掘削調査が唯一未了となっていたトーチカ 1 箇所については、できるだけ早期に作業方法を決定して掘削・遺骨収容を実施する。

- 出席者から質疑及び意見はなく、原案の通り了承された。

- 外務省から日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式について説明。

- 最後に、衛藤内閣総理大臣補佐官より、今後の遺骨収集帰還に当たっては、決定した平成 28 年度実施計画に沿って、引き続き関係省庁一体となって適切に取り組むよう求める旨発言。

(了)